

議 事 録

第 17 期名護市農業委員会 第 25 回 総 会

令和 4 年 9 月 29 日 (月)

名護市農業委員会 第25回総会

開催日時 令和4年9月29日(木) 午前10時00分～11時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	仲村 正司	○	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	◎
10番	比嘉 晴	◎	11番	比嘉 清隆	○	12番	仲原 由香里	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 勲	○	15番	宮里 強	○
16番	山城 秀樹	○	17番	呉屋 信竹	○	18番	伊波 興助	×
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	×
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	×	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第147号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第148号 農地転用事業計画変更承認申請について
 第149号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第150号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第151号 農用地利用集積計画の意見決定について
 第152号 非農地証明願いについて
 報告 農地法第3条許可の取消し願いについて

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は9番、10番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第25回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第147号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農用内、面積1,283㎡(4筆合計)。規模拡大のための有償移転。従事者1名、主従事日数250日。計画作物はミカン。

整理番号2番 農用内、面積7,030㎡(3筆合計)。新規就農のための有償移転。従事者3名、主従事日数200日。計画作物はコーヒー。

整理番号3番 農用内、面積10,469㎡(2筆合計)。新規就農のための有償移転。従事者3名、主従事日数250日。計画作物はマンゴー。

整理番号4番 農用内、面積4,279㎡。規模拡大のための有償移転。従事者1名、主従事日数150日。計画作物はミカン。

整理番号5番 農用外、面積331㎡。新規就農のための無償移転。従事者2名、主従事日数220日。計画作物はシークァーサー。こちらは農地法第3条整理番号6番と同時申請となっています。

整理番号6番 農用内、面積5,015㎡(2筆合計)。新規就農のための使用貸借。従事者2名、主従事日数は220日。予定作物はシークァーサー。こちらは農地法第3条整理番号5番と同時申請となっています。

整理番号7番 農用内、面積905㎡。規模拡大のための有償移転。従事者1名、主従事日数は250日。予定作物はサトウキビ。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 148 号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 532 m²。当初転用計画は、一般住宅。土地を有効活用するための建売住宅としての申請。農地区分は、第 1 種農地(10 戸連たん)となっております。農地法第 5 条整理番号 1 番と同時申請となっております。

整理番号 2 番 農用外、面積 382 m²。当初転用計画は一般住宅。土地を有効活用するための一般住宅での申請。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 2ha となっております。農地法第 5 条整理番号 9 番と同時申請となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(第 149 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振外、面積 380 m²。一般住宅での申請。農地区分は第 3 種農地(第 1 種低層住宅専用地域)、農地法第 4 条整理番号 2 番と同時申請となっております。

整理番号 2 番 農振外、面積 531.67 m²のうち 49.82 m²。進入路での申請。農地区分は、第 3 種農地(第 1 種低層住宅専用地域)。農地法第 4 条整理番号 1 番と同時申請となっております。

整理番号 3 番 農振外、面積 499 m²(2 筆合計)。一般住宅の申請。農地区分は第 3 種農地(第 1 種低層住宅専用地域)。農地法第 4 条整理番号 4 番と同時申請となっております。

整理番号 4 番 農用外、面積 378 m²のうち 18.90 m²。進入路での申請。農地区分は第 3 種農地(第 1 種低層住宅専用地域)。農地法第 4 条整理番号 3 番と同時申請となっております。

整理番号 5 番 農用外、面積 347 m²(2 筆合計)。駐車場での申請。農地区分は第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.1 ha となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議無し。

(第 150 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 532 m²(2 筆合計)。建売住宅での所有権移転。農地区分は第 1 種農地(10 戸連たん)、事業計画変更整理番号 1 番と同時申請となっています。

整理番号 2 番 農用外、面積 345 m²(2 筆合計)。一般個人住宅での所有権移転。農地区分は、第 3 種農地(第 1 種低層住宅専用地域)となっております。

整理番号 3 番 農用外、面積 298 m²。貸駐車場での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.1 ha となっております。農地法第 5 条整理番号 4 番と同時申請となっています。

整理番号 4 番 農用外、面積 91 m²。貸し駐車場としての所有権移転。農地区分は第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.1 ha となっております。農地法第 5 条整理番号 3 番と同時申請となっています。

整理番号 5 番 農振外、面積 409 m²。宅地造成での所有権移転。農地区分は、第 3 種農地(準住居地域)となっています。

整理番号 6 番 農用外、面積 2,344 m²。貸し駐車場及びリサイクル物資保管場での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 1ha となっております。

整理番号 7 番 農用外、面積 721 m²。農業用施設での所有権移転。農地区分は第 1 種農地(農業用施設)となっております。

整理番号 8 番 農用外、面積 214 m²。農業用施設での所有権移転。農地区分は第 1 種農地(農業用施設)となっております。

整理番号 9 番 農用外、面積 382 m²。一般個人住宅での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 2ha となっております。

- 事務局 整理番号 10 番 農用外、面積 4,625 m²。宿泊施設での所有権移転。農地区分は第 2 種農地（その他）、一団農地は 4.1ha となっております。
- 委員 整理番号 10 番について、配置図にある駐車場の台数では足りないのではないか。
- 事務局 駐車場につきましては、申請地にある駐車場とは別で、建設予定地から徒歩 9 分、約 800m 離れた場所に賃貸を予定しています。
- 委員 800m も離れている駐車場を宿泊客が実際に利用する見込みは低いと言わざるを得ない。また、駐車場についてはあくまで賃貸の予定であって、契約を結ぶのはこれからであり、確実に利用できるとは言い切れない。以上のことから、本件については否決すべきではないか。
- 議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について整理番号 10 番以外を可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議無し。

(第 151 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

- 事務局 令和 4 年 9 月 26 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 8 名。譲受人 7 名。設定筆数 24 筆、面積 39,773 m²。内 賃借権 22 筆、使用貸借権 2 筆となっております。
- 整理番号 1 番～2 番 4 年 6 ヶ月の賃借権。農地中間管理事業における沖縄県農業振興公社の借り入れ。
- 整理番号 3 番～5 番 4 年 6 ヶ月の賃借権。農地中間管理事業における沖縄県農業振興公社の借り入れ。
- 整理番号 6 番～9 番 5 年の賃借権。農地中間管理事業における沖縄県農業振興公社の借り入れ。

事務局 整理番号 10 番～14 番 4 年 6 ヶ月の賃借権。農地中間管理事業における沖縄県農業振興公社の貸し出し。整理番号 1 番～5 番との関連。予定作物はサトウキビ。

整理番号 15 番～18 番 5 年の賃借権。農地中間管理事業における沖縄県農業振興公社の貸し出し。整理番号 6 番～9 番との関連。予定作物はカボチャ。

整理番号 19 番 5 年の賃借権。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 110 日。

整理番号 20 番 5 年の使用賃借権。予定作物はアロエ、島ラッキョウ、観葉植物。稼働日数は 150 日。

整理番号 21 番～23 番 2 年の賃借権。予定作物はハーブ、野菜。稼働日数は 150 日。

整理番号 24 番 5 年の使用賃借権。予定作物はマンゴー。稼働日数は 250 日。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、可決としてもよろしいですか。

委員 異議なし。

(第 152 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農用外、面積 1,024 m²(2 筆合計)。当該地は 20 年以上農地として耕作されておらず山林化しているため、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 2 番 農用外、面積 8.79 m²。当該地は現況が雑種地となっており、30 年以上農地として耕作されておらず、農地としての利用は困難な場所であるため、証明相当と判断する。

整理番号 3 番 農用外、面積 19 m²。当該地は道路工事により分断された残地であり、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 4 番 農用外、面積 9.79 m²。当該地は道路工事により分断された残地であり、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

事務局 整理番号 5 番 農用外、面積 66 m²。当該地は 30 年以上前から居宅の一部として利用されている土地で、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 6 番 農用外、面積 4,376 m²。当該地は 20 年以上農地として耕作されておらず山林化しているため、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 7 番 農用外、面積 937 m²(3 筆合計)。当該地は 20 年以上利用されておらず近隣住民の進入道路となっているため、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第 3 条の取消し願いについて)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 10,469 m²(2 筆合計)。売買契約の不成立による取下げ。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第 25 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 宮城 政喜 印

署名委員 比嘉 晴 印